

<議事 1> 上大津地区全体の適正配置の方針について（中間提言時点）

上大津地区全体の適正配置に向けた方策の協議、検討の結果、4小学校での統合が過大規模であることや、常磐線の横断が子供達の通学の際などの安全確保上望ましくないことなどから、今後も適正な教育環境維持が可能な神立小学校を除き、上大津東小学校、上大津西小学校、菅谷小学校の諸問題を解消するための適正配置を行います。

具体的な方策については、平成31年夏頃までに決定することを目標に今後引き続き検討を進めてまいります。

なお、現時点では、子供達を取り巻く教育環境のより一層の充実や通学にかかる負担、施設整備にかかる経費などの理由により、以下の3つの案が候補として挙がっております。

- ・ 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を上大津東小学校とする。
- ・ 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を土浦第五中学校付近とする。
- ・ 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を土浦第五中学校隣接とする。
(ただし、土浦第五中学校の施設の一部を共用とする)

■神立小学校を除く3小学校統合後の通常学級の児童数及び学級数の状況（平成36年度推計）

神立小学校を除く3小学校の統合後の通常学級の児童数及び学級数の予測（平成36年度）では、児童数601人、学級数19学級となり、市の基本方針で定めた適正規模を満たすこととなります。

		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
上大津西小学校	児童数	5	4	8	1	3	6	27
	学級数	(1)	(1)複式学級	(1)	(1)	(1)複式学級	(1)	(5)
菅谷小学校	児童数	20	22	16	22	19	24	123
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
上大津東小学校	児童数	62	73	69	75	81	91	451
	学級数	(2)	(3)	(2)	(2)	(3)	(3)	(15)
統合後	児童数	87	99	93	98	103	121	601
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(19)

＜議事 2＞上大津西小学校の問題解消に向けた暫定的な対応の方針について

上大津西小学校の問題を解消するための暫定的な方策シミュレーションの検討結果（上大津東小学校との暫定統合は校舎や校庭等がさらに手狭となり，神立小学校との暫定統合は通学路が常磐線を跨ぐこととなり，交通安全対策等が必要となる等の問題が発生します）や上大津西小学校の保護者及び上大津西小学校区の地域住民の意向などを踏まえ，上大津西小学校の複式学級などの問題解消に向けた暫定的な対応は以下のとおりとします。

（１）方策

上大津西小学校は，学区が隣接し，同じ土浦第五中学校の通学区域内にある菅谷小学校に暫定的に統合とする。

（２）実施時期

上大津西小学校の菅谷小学校への暫定的な統合時期は平成 3 2 年 4 月とする。

■上大津西小学校と菅谷小学校の統合後の児童数，学級数の状況（平成 3 2 年度推計）

上大津西小学校と菅谷小学校の統合後の児童数，学級数の予測（平成 3 2 年度）では，児童数 1 6 8 人，学級数 6 学級となり，市の基本方針で定めた適正規模を満たす学校とはなりません，上大津西小学校の複式学級は解消されることとなります。

		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
上大津西小学校	児童数	3	6	4	5	13	9	40
	学級数	(1)	(1)	(1)複式学級		(1)	(1)	(5)
菅谷小学校	児童数	19	24	19	21	27	18	128
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
統合後	児童数	22	30	23	26	40	27	168
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)

上大津西小学校の問題解消に向けた暫定的な対応の今後の進め方

(1) 暫定的な統合に向けての児童に対するケア

菅谷小学校への暫定的な統合に伴い、「集団にうまくなじめるか」「新しい友人関係が築けるか」「学校規模の違いに対応できるか」などの児童が抱く様々な不安を取り除き、新しい学校の生活を円滑に迎えられるよう、両校の教員が話し合いを行い、必要と考えられる事前交流事業などを合同で実施することとします。

ア 暫定的な統合前のケア

- ・事前交流事業（合同授業、合同行事（給食、運動会、遠足、児童会など））
- ・学校見学会
- ・保護者や教職員の事前交流など

イ 暫定的な統合後のケア

- ・不安や悩みを抱える児童との相談などの対応を行う教員や非常勤講師の配置など

(2) 通学支援

暫定的な統合により、新たな通学路の安全確保とともに児童への負担軽減の配慮から、スクールバスを運行することとします。

運行方法や本数、ルート等については、土浦市立小学校通学バス運行指針に基づき、保護者や地域住民、学校関係者により具体的な協議、検討を行い、決定することとします。

(3) PTA 組織等の取り扱い

暫定的な統合に伴い必要となる各種の取扱い及び関係事務については、円滑な統合に向けた準備作業を進めるため、保護者や地域住民、学校関係者による（仮称）統合準備協議会を組織し、十分に協議を行い、検討を進めていくこととします。

■主な検討・協議事項

- ・PTA 組織運営（組織再編、規約、役員選出、運営計画、予算等）等
- ・式典行事（閉校式）等

(4) 学校跡地利用

学校跡地利用については、市民全体の貴重な財産であるとの認識のもと、まちづくりの観点や将来の健全財政などを考慮しつつ、全市的な視点に立ち、利活用方法の検討を進めることを希望します。

(5) スケジュール

	教育委員会	学校	保護者	地域住民
H30. 11. 6	○上大津地区小学校適正配置実施計画<中間提言>			
H30. 12				
H31. 1	○学区審議会の開催 (通学区域変更)			
H31. 2	○保護者及び地域住民説明会の開催			
H31. 3	○議会 学校の設置及び管理に関する条例の一部改正案を上程			
H31. 4	○通学路, スクールバスの運行経路の検討	○学校の事前交流 ○通学路, スクールバスの運行経路の検討 ○PTA 組織運営の検討 ○学校備品等の取扱いの検討	○通学路, スクールバスの運行経路の検討 ○PTA 組織運営の検討 ○学校用品の検討	○閉校(休校)に向けた式典などの検討
	↓	↓	↓	↓
H32. 4	○上大津西小学校と菅谷小学校の暫定統合			